

名護市産業支援センター 入居募集要項

3階

インキュベートルーム(1)【302号室】

インキュベートルーム(6)【308号室】

インキュベートルーム(7)【307号室】

インキュベートルーム(8)【301号室】

5階

オフィススペース(2)

オフィススペース(3)



名護市 地域経済部 商工・企業誘致課

～ 目 次 ～

1.	整備目的	P. 1
2.	施設概要	P. 1
3-1.	入居募集要項 オフィススペース募集要項	P. 2
3-2.	入居募集要項 インキュベートルーム募集要項	P. 5
4.	使用開始までの流れ	P. 8
5.	入居企業の選定	P. 9
6.	募集対象施設配置図	P. 10

1. 整備目的

北部の中核都市である名護市の中心市街地に、産業振興に係る支援及び育成並びに新たな雇用創出につながる産業拠点の形成と流動人口の増加による中心市街地の活性化を図ることを目的に整備しております。

【支援内容の考え】

- ① 起業家支援（新規起業家への総合的支援）
- ② 産業交流（企業、生産者、小売業者等による交流・連携）
- ③ 新事業創出（空き店舗活用の斡旋、事業に関する情報提供、経営相談等）
- ④ 人材育成（講座や研修の開催サポート、インターンシップ支援）
- ⑤ 研究開発（新企画・アイデアの事業化支援、産学官連携しての支援）
- ⑥ 販路開拓（販路戦略に関するサポート、販売体制の構築等）

2. 施設概要

施設名称	名護市産業支援センター
所在地	名護市大中一丁目 19 番 24 号
敷地面積	2,774 m ²
建築面積	1,323 m ²
延床面積	5,601 m ² （室内面積）
構造	7階建て 鉄筋コンクリート（一部プレストレス）造
付帯施設	外来者用駐車場及び工作物等
用途	1階: オフィススペース 2階: オフィススペース、会議室（小会議室、大会議室） 3階: オフィススペース、インキュベートルーム8室 4階: オフィススペース 5階: オフィススペース、会議室（小会議室） 6階: オフィススペース 7階: リフレッシュルーム
主な設備	◎エレベーター2基 ◎2回線受電設備 ◎UHF、BCS アンテナ共同受信設備 ◎非接触ICカードによる入室管理 ◎防犯カメラ（共用部分）
管理運営	本施設は、指定管理者制度を導入しており、「名護市商工会」が指定管理者です。

3-1. 入居募集要項

オフィススペース募集要項

1) 募集対象施設の概要

5階 オフィススペース(2) 計 166.99 m²

5階 オフィススペース(3) 計 217.68 m²

※電話・インターネット契約、回線工事等は各自で行う必要があります。

※支援センター施設内の駐車場の提供はありません。

2) 入居募集条件

入居応募者は、次の各号のすべてを満たす者であること。

- ① 成長の可能性を見込まれる事業計画を有し、事業に着手している者又は着手することが確実に見込まれる者であること。
- ② 事業の内容が各種法令等に抵触していないこと。
- ③ 施設の使用が産業支援センターの構造、設備及び施設用途に適合すること。
※教育機関(学校運営等)としての使用は出来ません。
- ④ 入居に関する条件及び各種手続き等を遵守できるものであること。
- ⑤ インキューションマネージャーの面談をはじめ指導・助言を定期的に受け入れることが出来るもの。
- ⑥ 租税を完納していること。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。名護市が警察署等に照会することについて承諾すること。

3) 入居開始予定日 令和8年8月以降

4) 入居期間 3年以内

※関係法令の厳守と施設の適正利用を約束するため、覚書を締結いたします。

※申請により、継続して使用することができます。

5) 月額使用料

◎オフィススペース使用料については、名護市条例により1㎡当たり 1,000 円と定められており、使用面積を乗じて計算します。(使用料については名護市に支払い)

区分	各室面積(㎡)	使用料(税込/月) ※10 円未満切り捨て
5階オフィススペース(2)	166.99 ㎡	183,680 円
5階オフィススペース(3)	217.68 ㎡	239,440 円

◎共益費について

施設共益費、電気料、上下水道料金等に係る費用は使用者の実費負担となります。

(共益費については指定管理者に支払い)

6) 応募申請書類の提出

①申請書類

下記の書類を原本はフラットファイル、副本はクリアファイルに1部ずつまとめて提出してください。原本のフラットファイル表紙には 申請者名を記載してください。

・原本： 1 部（片面印刷） ・副本： 10 部（両面印刷）

※原本および副本には、ページ番号を記載してください。

- ・ 名護市産業支援センター使用許可申請書
- ・ 事業計画書
- ・ 資金計画書(様式 1)、
収支計画等(様式 2、3)、
損益計算書(様式 4)、
雇用計画書(様式 5)
- ・ 個人情報の提供に関する同意書
- ・ 登記事項証明書（発行 3 ヶ月以内のもの）
- ・ 定款の写し
- ・ 直近の決算書過去 3 年分
- ・ 所在する市町村の完納証明書（発行 3 ヶ月以内のもの）
- ・ 会社概要が分かる資料等
- ・ その他市長が必要と認める書類

※名護市産業支援センター使用許可申請書、事業計画書、資金計画書～雇用計画書の様式につきましては、名護市ホームページ及び名護市商工会ホームページからダウンロード可能です。

②募集期間

随時募集

③申請書類の提出方法

下記の提出先に持参または郵送にて提出してください。

受付は8:30 から 17:15 まで(12:00～13:00 を除く)

※休館日(土・日・祝祭日)は受付できません。

④インキュベーションマネージャーによる事業計画書の助言・指導について

事前予約により、インキュベーションマネージャーによる事業計画書作成の助言・指導を受けることができます。詳しくは下記の連絡先にお問い合わせ下さい。

⑤申請書類の提出先及び問い合わせ先

名護市商工会 インキュベーションマネージャー

〒905-0017 沖縄県名護市大中一丁目 19 番 24 号 名護市産業支援センター1階

TEL:0980-52-4243 FAX:0980-53-7204

3-2. 入居募集要項

インキュベートルーム募集要項

1) 募集対象施設の概要

インキュベートルーム(1)【302 号室】 計 25.20 m²

インキュベートルーム(6)【308 号室】 計 19.95 m²

インキュベートルーム(7)【307 号室】 計 19.67 m²

インキュベートルーム(8)【301 号室】 計 29.50 m²

※電話・インターネット契約、回線工事等は各自で行う必要があります。

※支援センター施設内の駐車場の提供はありません。

2) 入居募集条件

入居応募者は、次の各号のすべてを満たす者であること。

- ①産業競争力強化法で定めるア～ウの何れかに該当する「創業」であること。

ア 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること。(事業を開始した日以後5年を経過していないもの)

イ 事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること。(設立の日以後5年を経過していないもの)

ウ 会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること。(設立の日以後5年を経過していないもの)

※「創業」してから5年を経過している場合は、応募できませんのでご注意ください。

※産業支援センターに入居している企業からの独立(または関連会社等)は、応募できませんのでご注意ください。

- ②成長の可能性を見込まれる事業計画を有し、事業に着手している者又は着手することが確実に見込まれる者であること。

- ③事業の内容が各種法令等に抵触していないこと。

- ④施設の使用が産業支援センターの構造、設備及び施設用途に適合すること。

※教育機関(学校運営等)としての使用は出来ません。

- ⑤入居に関する条件及び各種手続き等を遵守できるものであること。

- ⑥インキュベーションマネージャーの面談をはじめ指導・助言を定期的に受け入れることが出来るもの。

- ⑦租税を完納していること。

- ⑧暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。名護市が警察署等に照会することについて承諾すること。

- ⑨入居時に、事務所等が市内に有すること。

※個人事業主の場合は、市内で事務所登録等の手続き行っただけが必要です。

※法人の場合は法人登記簿上の本店所在地が市内にあることが条件となります。

3)入居開始予定日 令和8年8月以降

4)入居期間 3年以内

※関係法令の厳守と施設の適正利用を約束するため、覚書を締結いたします。

5)月額使用料

◎インキュベートルーム使用料については、名護市条例により1㎡当たり 500 円と定められており、それぞれの使用面積を乗じて計算します。(使用料については名護市に支払い)

区分	区画	各室面積(㎡)	使用料(税込/月) ※10 円未満切り捨て
インキュベートルーム(1)	302 号室	25.20 ㎡	13,860 円
インキュベートルーム(6)	308 号室	19.95 ㎡	10,970 円
インキュベートルーム(7)	307 号室	19.67 ㎡	10,810 円
インキュベートルーム(8)	301 号室	29.50 ㎡	16,220 円

◎共益費について

施設共益費、電気料、上下水道料金等に係る費用は使用者の実費負担となります。

(共益費については指定管理者に支払い)

6)応募申請書類の提出

①申請書類

下記の書類を原本はフラットファイル、副本はクリアファイルに1部ずつまとめて提出してください。原本のフラットファイル表紙には 申請者名を記載してください。

・原本： 1 部 (片面印刷) ・副本： 10 部 (両面印刷)

※原本および副本には、ページ番号を記載してください。

※申請書類の作成にかかる諸費用は申請者の負担とし、提出資料等の返却は致しません。

ア 個人の場合

- ・ 名護市産業支援センター使用許可申請書
- ・ 事業計画書
- ・ 資金計画書(様式 1)
 収支計画等(様式 2、3)
 損益計算書(様式 4)
 雇用計画書(様式 5)
- ・ 個人情報の提供に関する同意書
- ・ 住民票 (発行 3 ヶ月以内のもの)
- ・ 所在する市町村の完納証明書 (発行 3 ヶ月以内のもの)
- ・ 会社概要が分かる資料等 (起業予定者を除く)
- ・ その他市長が必要と認める書類

※名護市産業支援センター使用許可申請書、事業計画書、資金計画書～雇用計画書の様式につきましては、名護市ホームページ及び名護市商工会ホームページからダウンロード可能です。

イ 法人の場合

- ・ 名護市産業支援センター使用許可申請書
- ・ 事業計画書
- ・ 資金計画書(様式 1)
 収支計画等(様式 2、3)
 損益計算書(様式 4)
 雇用計画書(様式 5)
- ・ 個人情報の提供に関する同意書
- ・ 登記事項証明書 (発行 3 ヶ月以内のもの)
- ・ 定款の写し
- ・ 直近の決算書過去 3 年分
- ・ 所在する市町村の完納証明書 (発行 3 ヶ月以内のもの)
- ・ 会社概要が分かる資料等
- ・ その他市長が必要と認める書類

※名護市産業支援センター使用許可申請書、事業計画書、資金計画書～雇用計画書の様式につきましては、名護市ホームページ及び名護市商工会ホームページからダウンロード可能です。

②募集期間

随時募集

③申請書類の提出方法

下記の提出先に持参または郵送にて提出してください。

受付は 8:30 から 17:15 まで(12:00～13:00 を除く)

※休館日(土・日・祝祭日)は受付できません。

④インキュベーションマネージャーによる事業計画書の助言・指導について

事前予約により、インキュベーションマネージャーによる事業計画書作成の助言・指導を受けることができます。詳しくは下記の連絡先にお問い合わせ下さい。

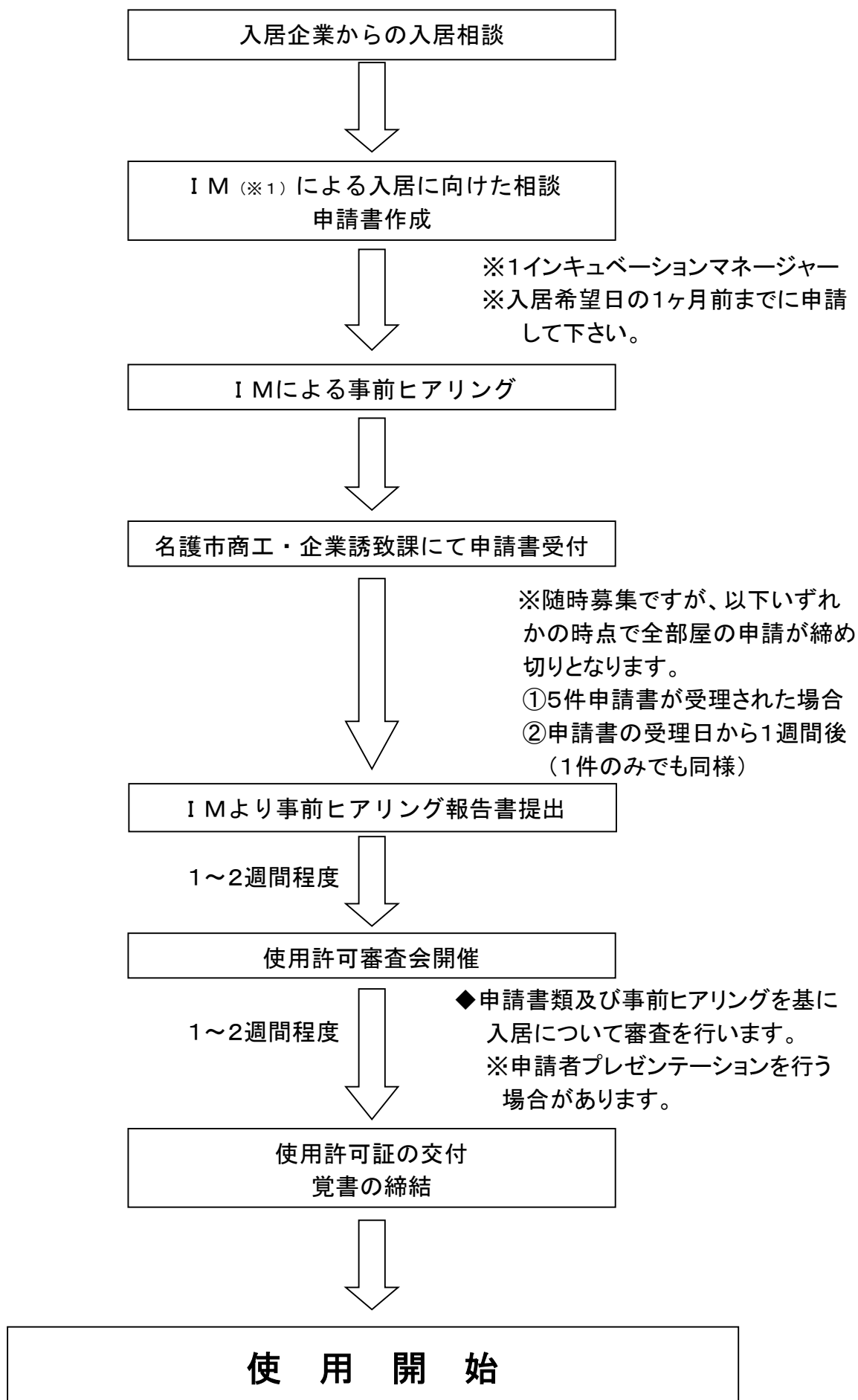
⑤申請書類の提出先及び問い合わせ先

名護市商工会 インキュベーションマネージャー

〒905-0017 沖縄県名護市大中一丁目 19 番 24 号 名護市産業支援センター1階

TEL:0980-52-4243 FAX:0980-53-7204

4. 使用開始までの流れ



5. 入居企業の選定

【選 定】

名護市産業支援センター使用許可審査委員会において、提出された申請書類及び事前ヒアリング報告書を基に審査を行います(申請者プレゼンテーションを行う場合があります)。下記の入居基準の何れかに該当し、入居が適当と判断されたものを入居候補者として選定します。

- (1) 人材の育成に寄与すると判断される者
- (2) 市民の雇用を創出すると判断される者
- (3) 地域の経済に波及効果を及ぼすと判断される者
- (4) まちづくりに寄与すると判断される者
- (5) 将来性、発展性が見込めると判断される者

※使用許可申請書において入居希望場所を記入頂きますが、希望場所の重複がある場合は、審査委員会での審査により点数が高い方を優先にしますので、あらかじめご了承ください。

【選定後の許可】

入居者選定後、使用を許可する場合は、使用許可条件を付して使用許可証を交付します。使用許可証の交付時において、関係法令の厳守と施設の適正利用を約束するため覚書を締結いたします。

【使用の許可の取り消し】

使用許可を受けたものが次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、市長により使用の許可の取り消しを行います。

- (1) 使用料の納付を怠ったとき。
- (2) その他市長が不適当と認めたとき。

なお、取り消しは名護市産業支援センター使用取消通知書により使用者に通知します。

【使用者の遵守事項】

名護市産業支援センターを利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- (1) 使用を許可されていない施設を使用しないこと。
- (2) 施設の清潔な環境の保持に努めること。
- (3) ごみその他廃棄物を施設内に持ち込みし、または施設内で焼却しないこと。
- (4) 特に許された場所を除くほか、喫煙し、または石油ストーブその他の火気を取り扱わないこと。
- (5) 関係職員又は指定管理者の指示に従うこと。

6. 募集対象施設配置図

3階

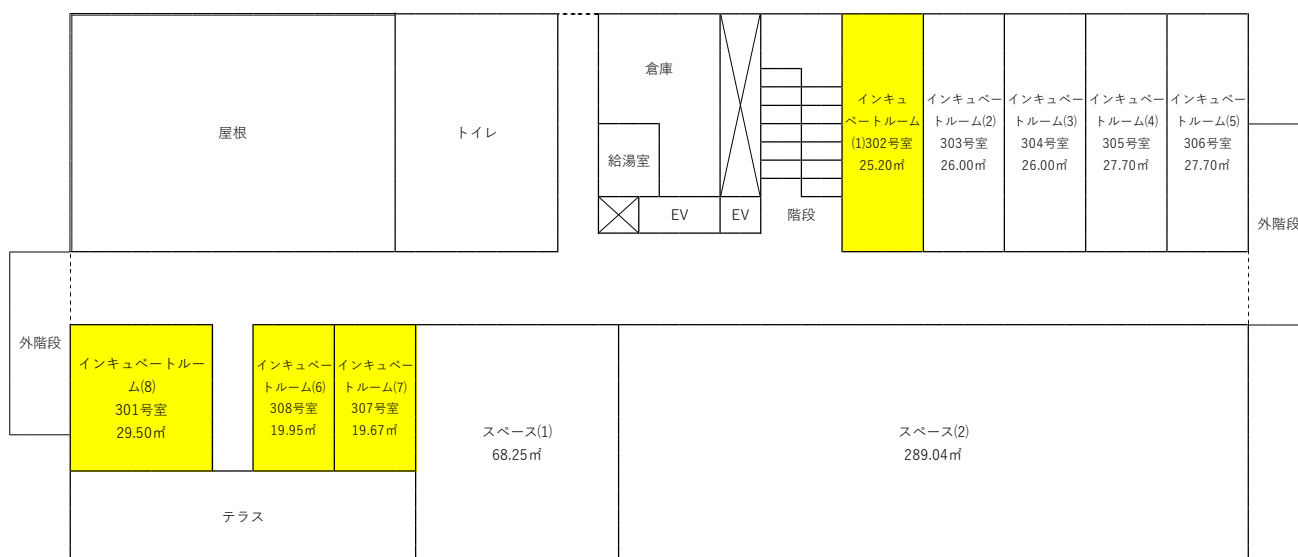
インキュベートルーム(1)【302 号室】 計 25.20 m²

インキュベートルーム(6)【308 号室】 計 19.95 m²

インキュベートルーム(7)【307 号室】 計 19.67 m²

インキュベートルーム(8)【301 号室】 計 29.50 m²

名護市産業支援センター平面図（3 階）



5階 オフィススペース(2) 計 166.99 m²

5階 オフィススペース(3) 計 217.68 m²

名護市産業支援センター平面図（5 階）

